

保安機関の認定について

[平成9年4月1日付 平成09・03・31立局第78号]

改正 平成09・09・29立局第5号 平成9年11月20日

通達（保安機関の認定関係）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第15号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）及び保安機関に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号。以下「告示」という。）に規定する保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可についてその運用及び解釈を下記のとおり定めたので、通知します。

記

1. 申請書類について

(1) 規則第30条第2項第1号の保安業務計画書

① 様式第13中「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であって保安業務資格者に同行しないものは含まれないこととする。

② 様式第13中「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」は、緊急時対応の認定の申請をする保安機関のみが記載することとなり、具体的には、出動するための手段（自動車、オートバイ等）、緊急時の連絡の受信方法（電話等）及び集中監視システムの導入の有無について記載するものとする。

(2) 規則第30条第2項第2号の図面

規則第30条第2項第2号の図面には、保安業務を行う事業所から原則として30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載するものとする。

(3) 規則第30条第2項第3号の書面

規則第32条に定める内容に適合した保険に加入していることを証する書面（保険証券、約款及び領収書、又は付保証明書等）を提出するものとする。

(4) 規則第30条第2項第4号の書面

「役員及び第33条に定める構成員の構成を説明した書面」とは、具体的には、役員名簿、社員名簿、組合員名簿、株主のリスト等であり、役員又は構成員の3分の2が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（昭和43年2月12日付け43化第151号）別添1の第31条（認定の基準）関係（第3号関係）の(1)から(3)に該当しないことを説明した書面をいう。

なお、役員名簿や株主のリスト等は、あくまでも書面の例にすぎないから、別の

書面により上記基準に該当しないことを確認することが可能であれば、必ずしもこれらの書面によらずともよい。

(5) 規則第30条第2項第5号の書面

各法人において対外的な説明に用いられる会社概要書等をもって足りることとする。

(6) 規則第30条第2項第7号の書面

申請者が個人である場合は自らが誓約する書面、申請者が法人である場合は代表者が役員及び当該法人について誓約する書面とする。

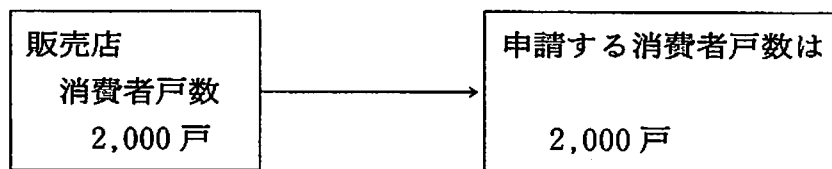
2. 技術的能力について

(1) 告示第2条第1号の消費者戸数

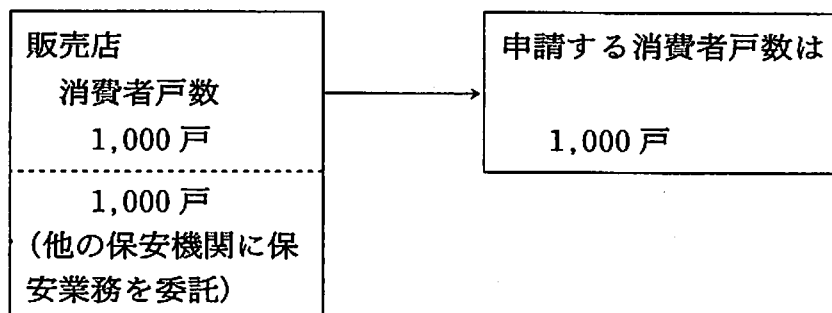
規則様式第13に記載される保安業務区分ごとの一般消費者等の数をもって告示第1条第1号の表中のそれぞれの保安業務区分ごとの消費者戸数とする。この際、保安業務区分ごとの「消費者戸数」の意味については、以下のとおりとする。

イ. 供給開始時点検・調査 液化石油ガス販売事業者が、自ら液化石油ガスを販売する一般消費者等に対し保安業務を行うため保安機関の認定を受けようとする場合にあっては、液化石油ガスの販売を自ら行う予定の消費者戸数とする。（ただし一部を他の保安機関に委託する場合は、その数を除く。具体的には以下のとおり。）

例1)



例2)



また、保安業務の委託を受ける場合には、委託をする液化石油ガス販売事業者の販売所から委託を受けた消費者戸数とする。

ロ. 容器交換時等供給設備点検

この場合の消費者戸数は、申請を行う者が保安業務を行おうとする戸数をいい、実際に保安業務を行う戸数とは異なってよい。

ハ. 定期供給設備点検

ロと同様。なお、消費者戸数は一年間に点検を行うおうとする戸数ではなく、保安業務を行おうとする

戸数全体をいう。

例) 保安機関が委託を受ける消費者戸数が2千戸の場合に、4年に1回の点検を行うとすれば、年平均5百戸の点検を行うこととなるが、その場合の消費者戸数は2千戸となる。

- | | |
|------------|-------|
| ニ．定期消費設備調査 | ハと同様。 |
| ホ．周知 | イと同様。 |
| ヘ．緊急時対応 | イと同様。 |
| ト．緊急時連絡 | イと同様。 |

(2) 保安業務資格者の数

保安業務資格者の数の算定方法は告示第2条で規定されているとおりであり、具体的な例を示せば以下のとおりである。なお、以下の例は、告示附則第2条第1項に規定する経過措置を勘案したものではないから注意を要する。

例1) 定期消費設備調査のみの申請を行う場合

- ① 受託する消費者戸数が3万戸で、保安機関の年間実働日数が250日の場合

告示第2条第1号の表中ニの算定式に代入

$$30000 \times (1 / (25 \times 250)) \times (1 / 4) = 1.2$$

切り上げて2人以上必要

- ② 上記①で補助員がいる場合

告示第2条第1号の表中ニの算定式に代入（3分の4倍を適用）

$$30000 \times (1 / (25 \times (4 / 3) \times 250)) \times (1 / 4) = 0.9 \quad \text{切り上げて1人以上必要}$$

この場合補助員は1人必要。

例2) 容器交換時等供給設備点検と定期供給設備点検の申請を行う場合

- ① 容器交換時等供給設備点検の消費者戸数が5千戸、定期供給設備点検の消費者戸数が3千戸の場合で、月間実働日数が22日、年間実働日数が260日、調査員の数が0の場合

告示第2条第1号の表中ロの算定式に代入

$$5000 \times (1 / (100 \times 22)) = 2.273$$

告示第2条第1号の表中ハの算定式に代入

$$3000 \times (1 / (30 \times 260)) \times (1 / 4) = 0.096$$

$$2.273 + 0.096 = 2.369 \quad \text{切り上げて3人以上必要}$$

- ② 上記①で補助員がいる場合で、調査員が2人いる場合

告示第2条第1号の表中ロの算定式に代入

$$5000 \times (1 / (100 \times 22)) - 2 = 0.273$$

告示第2条第1号の表中ハの算定式に代入（3分の4倍を適用）

$$3000 \times (1 / (30 \times (4 / 3) \times 260)) \times (1 / 4) = 0.072$$

$$0.273 + 0.072 = 0.345 \quad \text{切り上げて1人以上必要}$$

この場合補助員は1人必要

例3) 供給開始時点検・調査、周知及び緊急時対応の申請を行う場合で、消費者戸数が千戸の販売事業者の場合

告示第2条第1号の表中イの算定式に代入

$$1000 / 20000 = 0.05$$

告示第2条第1号の表中ホの算定式に代入

$$1000/20000=0.05$$

告示第2条第1号の表中への算定式に代入

$$1000/20000=0.05$$

$$0.05+0.05+0.05=0.15 \quad \text{切り上げて1人以上必要}$$

例4) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査の申請を行う場合

① 消費者戸数が1万戸で、年間実働日数が250日の場合

告示第2条第2号の表中イの算定式に代入

$$10000 \times (1/(20 \times 250)) \times (1/4) = 0.5$$

切り上げて1人以上必要

② 消費者戸数が4万戸で、年間実働日数が250日、補助員がいる場合

告示第2条第2号の表中イの算定式に代入（3分の4倍を適用）

$$40000 \times (1/(20 \times (4/3) \times 250)) \times (1/4) = 1.5$$

切り上げて2人以上必要

この場合補助員は2人必要であり、1人のみの場合は3分の4倍の適用は受けられない。

③ 定期供給設備点検の消費者戸数が1万戸、定期消費設備調査の消費者戸数が2万戸、年間実働日数が250日の場合

告示第2条第2号の表中イの算定式に代入

$$10000 \times (1/(20 \times 250)) \times (1/4) = 0.5$$

告示第2条第1号の表中ニの算定式に代入

$$10000 \times (1/(25 \times 250)) \times (1/4) = 0.4$$

$$0.5+0.4=0.9 \quad \text{切り上げて1人以上必要}$$

④ 定期供給設備点検の消費者戸数が3万6千戸、定期消費設備調査の消費者戸数が3万戸で、年間実働日数が250日、補助員がいる場合

告示第2条第2号の表中イの算定式に代入（3分の4倍を適用）

$$30000 \times (1/(20 \times (4/3) \times 250)) \times (1/4) = 1.125$$

告示第2条第1号の表中ハの算定式に代入（3分の4倍を適用）

$$6000 \times (1/(30 \times (4/3) \times 250)) \times (1/4) = 0.15$$

$$1.125+0.15=1.275 \quad \text{切り上げて2人以上必要}$$

この場合補助員は2人必要であり、1人のみの場合は3分の4倍の適用は受けられない。

例5) 容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査及び周知の申請を行う場合

① 消費者戸数がいずれも2千戸で、月間実働日数が22日、年間実働日数が250日、調査員及び補助員がいない場合

告示第2条第1号表中ロの算定式に代入

$$2000 \times (1/(100 \times 22)) = 0.909$$

告示第2条第2号表中イの算定式に代入

$$2000 \times (1/(20 \times 250)) \times (1/4) = 0.1$$

告示第2条第2号表中ロの算定式に代入

$$2000 \times (1/40000) = 0.05$$

$$0.909+0.1+0.05=1.059 \quad \text{切り上げて2人以上必要}$$

② 消費者戸数が3千戸で、月間実働日数が22日、年間実働日数が250日、定期

供給設備点検のみ補助員を使う場合

告示第2条第1号表中口の算定式に代入

$$3000 \times (1 / (100 \times 22)) = 1.364$$

告示第2条第1号表中ハの算定式に代入（3分の4倍を適用）

$$3000 \times (1 / (30 \times (4 / 3) \times 250)) \times (1 / 4) = 0.075$$

告示第2条第1号表中ニの算定式に代入

$$3000 \times (1 / (25 \times 250)) \times (1 / 4) = 0.12$$

告示第2条第2号表中口の算定式に代入

$$3000 \times (1 / 40000) = 0.075$$

$$1.364 + 0.075 + 0.12 + 0.075 = 1.634 \quad \text{切り上げて2人以上必要}$$

この場合は補助員は1人必要

例6) 容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知及び緊急時対応の申請を行う場合で、消費者戸数が3千戸、月間実働日数が22日、年間実働日数が250日、調査員が2人、補助員がいない場合

告示第2条第1号表中口の算定式に代入

$$3000 \times (1 / (100 \times 22)) - 2 = -0.636 \quad \text{したがって0}$$

告示第2条第2号表中イの算定式に代入

$$3000 \times (1 / (20 \times 250)) \times (1 / 4) = 0.15$$

告示第2条第2号表中口の算定式に代入

$$3000 \times (1 / 40000) = 0.075$$

告示第2条第1号表中への算定式に代入

$$3000 \times (1 / 20000) = 0.15$$

$$0 + 0.15 + 0.075 + 0.15 = 0.375 \quad \text{切り上げて1人以上必要}$$

例7) 供給開始時点検・調査及び緊急時対応の申請を行う場合で、供給開始時点検・調査及び緊急時対応の出動の対象の消費者戸数が2千戸、緊急時対応のうち集中監視によるセンター監視のみ行う消費者戸数（緊急時連絡に相当するもの）が5万戸である場合（緊急時対応及び緊急時連絡の両方を申請）

告示第2条第1号表中イの算定式に代入

$$2000 \times (1 / 20000) = 0.1$$

告示第2条第1号表中の算定式に代入

$$2000 \times (1 / 20000) = 0.1$$

告示第2条第1号表中トの算定式に代入

$$1 + (50000 - 20000) \times (1 / 80000) = 1.375$$

$$0.1 + 0.1 + 1.375 = 1.575 \quad \text{切り上げて2人以上必要}$$

その他計算の方法に不明な点があれば、通商産業省環境立地局保安課液化石油ガス保安対策室まで照会されたい。

(3) 保安業務資格者の要件

保安業務資格者は、保安機関の経営者又は保安機関に雇用される者（他人に該当しない個人も含む。）でなければならない。また、複数の保安機関の保安業務資格者に同時に就くことはできない。ただし、緊急時対応のみを行う保安機関が他の保安機関の保安業務資格者をその者の業務に支障のない範囲内で時間を定めて（例えば、毎週○曜日の○時～○時まで）時間雇用する場合については、複数の保安機関の保安業務資格者に就くことができるものとする。なお、当該保安業務資格者は、

緊急時対応のみを行う保安機関においては、就業規則等から勘案し、その勤務時間に相応の保安業務資格者数の設置としかみなされないので注意を要する。

(4) 緊急時対応の要件

緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。

- ① 緊急時対応の認定に当たっては、事故時の原因及び責任の所在等を明確化し被害者の十分かつ円滑な救済を図るという観点から、責任の所在が明確な主体のみが認定の対象となる。
- ② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事業所の近隣（当該事業所に10分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれるものとする。

なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合も含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等から連絡を受けた者が、出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えない。

- ③ 告示第2条第3号イ中「第1号表中への項において算定される数以上の保安業務資格者」は、例えば消費者戸数が千戸である場合、 $1000/20000=0.05$ となるが、この場合は人の数であるから、当然1人ということになる。
- ④ 告示第2条第3号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄に記載された出勤するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

(5) 保安業務用機器

保安業務用機器の保有基準は告示第3条に規定されているとおりであるが、具体的な算定方法についての例を示せば以下のとおりである。

例1) 定期消費設備調査のみの申請を行う場合

- ① 受託する消費者戸数が3万戸で、保安機関の年間実働日数が250日の場合
告示第3条第1項の表中ニ（告示第2条第1号表中ニ）の算定式に代入
 $30000 \times (1/(25 \times 250)) \times (1/4) = 1.2$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	1.2	切り上げて2以上必要
ガス検知器	1.2	切り上げて2以上必要
漏えい検知液	1.2	切り上げて2以上必要
緊急工具類	1.2	切り上げて2以上必要
一酸化炭素測定器	1.2	切り上げて2以上必要
ボーリングパー	1.2	切り上げて2以上必要

- ② 上記①で補助員がいる場合

告示第3条第1項の表中ニ（告示第2条第1号表中ニ）の算定式に代入

$$30000 \times (1 / (25 \times (4 / 3) \times 250)) \times (1 / 4) = 0.9$$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.9	切り上げて1以上必要
ガス検知器	0.9	切り上げて1以上必要
漏えい検知液	0.9	切り上げて1以上必要
緊急工具類	0.9	切り上げて1以上必要
一酸化炭素測定器	0.9	切り上げて1以上必要
ボーリングバー	0.9	切り上げて1以上必要

例2) 容器交換時等供給設備点検と定期供給設備点検の申請を行う場合

① 容器交換時等供給設備点検の消費者戸数が5千戸、定期供給設備点検の消費者戸数が3千戸で、月間実働日数が22日、年間実働日数が260日、調査員の数が0の場合

(i) 容器交換時等供給設備点検

告示第3条第1項の表中ロの算定式に代入

$$5000 \times (1 / (100 \times 22)) = 2.273$$

(ii) 定期供給設備点検

告示第3条第1項の表中ハ（告示第2条第1号表中ハ）の算定式に代入

$$3000 \times (1 / (30 \times 260)) \times (1 / 4) = 0.096$$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.096	切り上げて1以上必要
ガス検知器	0.096	切り上げて1以上必要
漏えい検知液	$2.273 + 0.096 = 2.369$	切り上げて3以上必要
緊急工具類	$2.273 + 0.096 = 2.369$	切り上げて3以上必要
ボーリングバー	0.096	切り上げて1以上必要

② 上記①で補助員がいる場合で、調査員が2人いる場合

(i) 容器交換時等供給設備点検

告示第3条第1項の表中ロの算定式に代入

$$5000 \times (1 / (100 / 22)) - 2 + 2 = 2.273$$

(ii) 定期供給設備点検

告示第3条第1項の表中ハ（告示第2条第1号表中ハ）の算定式に代入

$$3000 \times (1 / (30 \times (4 / 3) \times 260)) \times (1 / 4) = 0.072$$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.072	切り上げて1以上必要
ガス検知器	0.072	切り上げて1以上必要
漏えい検知液	$2.273 + 0.072 = 2.345$	切り上げて3以上必要
緊急工具類	$2.273 + 0.072 = 2.345$	切り上げて3以上必要
ボーリングバー	0.072	切り上げて1以上必要

例3) 供給開始時点検・調査、周知及び緊急時対応の申請を行う場合で消費者戸数

が千戸の販売事業者の場合

(i) 供給開始時点検・調査

告示第3条第1項の表中イ（告示第2条第1号表中イ）の算定式に代入
 $1000/20000=0.05$

(ii) 緊急時対応

告示第3条第1項の表中ホ（告示第2条第1号表中へ）の算定式に代入
 $1000/20000=0.05$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	$0.05+0.05=0.1$	切り上げて1以上必要
ガス検知器	$0.05+0.05=0.1$	切り上げて1以上必要
漏えい検知液	$0.05+0.05=0.1$	切り上げて1以上必要
緊急工具類	$0.05+0.05=0.1$	切り上げて1以上必要
一酸化炭素測定器	$0.05+0.05=0.1$	切り上げて1以上必要
ボーリングバー	$0.05+0.05=0.1$	切り上げて1以上必要

例4) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査の申請を行う場合

① 消費者戸数が1万戸で、年間実働日数が250日の場合

告示第3条第2項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入
 $10000 \times (1/(20 \times 250)) \times (1/4) = 0.5$

告示第3条第2項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入
 $10000 \times (1/(25/250)) \times (1/4) = 0.4$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.5	切り上げて1以上必要
ガス検知器	0.5	切り上げて1以上必要
漏えい検知液	0.5	切り上げて1以上必要
緊急工具類	0.5	切り上げて1以上必要
一酸化炭素測定器	0.4	切り上げて1以上必要
ボーリングバー	0.5	切り上げて1以上必要

② 消費者戸数が4万戸で、年間実働日数が250日、補助員がいる場合

告示第3条第2項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入
 $40000 \times (1/(20 \times (4/3) \times 250)) \times (1/4) = 1.5$

告示第3条第2項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入
 $40000 \times (1/(25 \times (4/3) \times 250)) \times (1/4) = 1.2$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	1.5	切り上げて2以上必要
ガス検知器	1.5	切り上げて2以上必要
漏えい検知液	1.5	切り上げて2以上必要
緊急工具類	1.5	切り上げて2以上必要
一酸化炭素測定器	1.2	切り上げて2以上必要
ボーリングバー	1.5	切り上げて2以上必要

③ 定期供給設備点検の消費者戸数が1万戸、定期消費設備調査の消費者戸数が2万戸で、年間実働日数が250日の場合

(i) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査

告示第3条第2項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入

$$10000 \times (1 / (20 \times 250)) \times (1 / 4) = 0.5$$

告示第 3 条第 2 項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入

$$10000 \times (1 / (25 \times 250)) \times (1 / 4) = 0.4$$

(ii) 定期消費設備調査

告示第 3 条第 1 項の表中ニ（告示第 2 条第 1 号表中ニ）の算定式に代入

$$10000 \times (1 / (25 \times 250)) \times (1 / 4) = 0.4$$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	$0.5 + 0.4 = 0.9$	切り上げて 1 以上必要
ガス検知器	$0.5 + 0.4 = 0.9$	切り上げて 1 以上必要
漏えい検知液	$0.5 + 0.4 = 0.9$	切り上げて 1 以上必要
緊急工具類	$0.5 + 0.4 = 0.9$	切り上げて 1 以上必要
一酸化炭素測定器	$0.4 + 0.4 = 0.8$	切り上げて 1 以上必要
ボーリングバー	$0.5 + 0.4 = 0.9$	切り上げて 1 以上必要

④ 定期供給設備点検の消費者戸数が 3 万 6 千戸、定期消費設備調査の消費者戸数が 3 万戸で、年間実働日数が 250 日、補助員がいる場合

(i) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査

告示第 3 条第 2 項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入

$$30000 \times (1 / (20 \times (4 / 3) \times 250)) \times (1 / 4) = 1.125$$

告示第 3 条第 2 項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入

$$30000 \times (1 / (25 \times (4 / 3) \times 250)) \times (1 / 4) = 0.9$$

(ii) 定期供給設備点検

告示第 3 条第 1 項の表中ハ（告示第 2 条第 1 号表中ハ）の算定式に代入

$$6000 \times (1 / (30 \times (4 / 3) \times 250)) \times (1 / 4) = 0.15$$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	$1.125 + 0.15 = 1.275$	切り上げて 2 以上必要
ガス検知器	$1.125 + 0.15 = 1.275$	切り上げて 2 以上必要
漏えい検知液	$1.125 + 0.15 = 1.275$	切り上げて 2 以上必要
緊急工具類	$1.125 + 0.15 = 1.275$	切り上げて 2 以上必要
一酸化炭素測定器	0.9	切り上げて 1 以上必要
ボーリングバー	$1.125 + 0.15 = 1.275$	切り上げて 2 以上必要

例 5) 容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査及び周知の申請を行う場合で、消費者戸数 3 千戸、月間実働日数 22 日、年間実働日数 250 日、調査員 2 人、補助員がいない場合

(i) 容器交換時等供給設備点検

告示第 3 条第 1 項の表中ロ（告示第 2 条第 1 号表中ロ）の算定式に代入

$$3000 \times (1 / (100 \times 22)) - 2 + 2 = 1.364$$

(ii) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査

告示第3条第2項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入
 $3000 \times (1 / (20 \times 250)) \times (1 / 4) = 0.15$

告示第3条第2項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入
 $3000 \times (1 / (25 \times 250)) \times (1 / 4) = 0.12$

(iii) 緊急時対応

告示第3条第1項の表中ホ（告示第2条第1号表中へ）の算定式に代入
 $3000 / 20000 = 0.15$

したがって

自記圧力計又はマノメータ	$0.15 + 0.15 = 0.3$	切り上げて1以上必要
ガス検知器	$0.15 + 0.15 = 0.3$	切り上げて1以上必要
漏えい検知液	$1.364 + 0.15 + 0.15 = 1.664$	切り上げて2以上必要
緊急工具類	$1.364 + 0.15 + 0.15 = 1.664$	切り上げて2以上必要
一酸化炭素測定器	$0.12 + 0.15 = 0.27$	切り上げて1以上必要
ボーリングバー	$0.15 + 0.15 = 0.3$	切り上げて1以上必要

保安業務用機器について「保有」とは所有している場合のほか、占有している場合もいうが、そのいずれかの場合についても専有していることが条件であり、当該保安機関が保安業務用機器を使用する必要があるときには常に使用できる状態にあることを要する。

3. 保安業務規程の審査について

- (1) 保安業務規程は、そもそも法令により一律に遵守せしめるには困難な事項について、自主保安の観点から、法令の定める基準を下回らない範囲において、各保安機関ごとに異なる事情を勘案して定めることができるものであり、規則で定められた記載事項が的確に記載されていれば、別添の記載例と異なる記載方法であってもよい。
- (2) 保安機関は、保安業務規程を定め、通商産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならないこととされており、認可を受けた後でなければ保安業務を行うことができない。なお、新規に保安機関になるべく申請があった場合、保安機関の認定申請と保安業務規程の認可申請が同時に行われても差し支えない。
- (3) 保安業務規程の変更に係る認可を必要とする場合としては、例えば、保安機関として行うべき保安業務区分の増加又は減少、保安業務に係る一般消費者等の数の増加又は減少、保安業務規程に記述されている保安業務の方法、連絡の方法等の変更等がある。

（記載例）別添

別添 保安業務規程の記載例について

本記載例は一例であり、各保安機関が定める保安業務規程については、本例によらないものであっても規則第39条第2項に規定されている要件を満たしていれば認可することとする。したがって、認可に当たっては、本例をもって申請者に過重な要件を付加することがないように留意されたい。

保安業務規程（例）

（目的）

第1条 この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（事業所の所在地等）

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

（保安業務の実施の方法）

第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

例1（供給開始時点検・調査）

- 一 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う日の○日前までに行われなければならないが、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。
- 二 供給開始時点検・調査は、規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者に通知することとする。
- 三 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果技術上の基準に適合していないと認められる場合には、当該消費設備を所有又は占有する一般消費者等に対し別途定める様式により書面をもって結果を通知することとし、当該通知をした場合には、改善がなされ次第再調査を行うこととする。
- 四 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者（バルク供給に係るものにあつては充てん作業員）が行うこととする。

例2（定期消費設備調査）

- 一 定期消費設備調査は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- 二 定期消費設備調査は、規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）一回以上であるもの以外の事項について行

い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者である液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等に通知することとする。

三 前号の一般消費者等への通知は、別途定める様式により行うこととし、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善がなされていることを確認することとする。

四 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。（又は、保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。）

五 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

例3（周知）

一 周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

二 周知の書面は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。

三 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。（又は、原則として郵送により行うこととする。）ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。（又は、日を改め〇回訪問しても直接手交できない場合に限り配付する。）

四 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験等を有する者が行うこととする。

例4（緊急時対応）

一 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたとき、委託者である液化石油ガス販売事業者は当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。

イ 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。

ロ 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに（又は、原則30分以内に）現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者等への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。

二 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

（連絡の方法）

第4条 規則第39条第2項第6号に規定する保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者は、次のとおりとする。

例1（供給開始時点検・調査）

本保安機関は、点検・調査の終了後速やかに次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者は書面をもって連絡することとする。

一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所

- 二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名
- 三 供給開始時点検・調査を行った年月日
- 四 供給開始時点検・調査の結果
- 五 技術上の基準に適合しないと認められる場合、適合するようにするための必要な措置等

例 2（定期消費設備調査）

本保安機関は、調査の終了後 20 日以内に次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者に書面をもって連絡することとする。なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面の写し及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

- 一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- 二 定期消費設備調査を行った者の氏名
- 三 定期消費設備調査を行った年月日
- 四 定期消費設備調査の結果

例 3（周知）

本保安機関は、周知の終了後〇〇日以内に次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者に書面をもって連絡することとする。

- 一 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- 二 周知を行った者の氏名
- 三 周知を行った年月日
- 四 周知の方法及び結果等

例 4（緊急時対応）

- 一 本保安機関は、一般消費者等から災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を通知されたときは、委託者である液化石油ガス販売事業者に対し当該事実を電話により速やかに連絡することとする。
- 二 本保安機関は、一般消費者等の供給設備を点検、又は消費設備を調査した結果、委託者による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者に速やかに連絡することとする。
- 三 本保安機関は、一般消費者等の供給設備又は消費設備に所要の措置を行うこと等により災害の発生に至らなかった場合にあっては、その結果を委託者に速やかに連絡することとする。
- 四 本保安機関は、毎四半期（又は毎月）ごとに緊急時対応業務の実施状況について委託者に書面をもって報告することとする。

（保安業務資格者等の身分証明書）

第 5 条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

（帳簿）

第 6 条 本保安機関は、保安業務の委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに規則第 131 条第 2 項の規定による帳簿を備えることとする。

2 前項の帳簿は、記載の日から 2 年間保存することとする。ただし、保安業務の点検

又は調査の回数が4年に1回以上の項目にあつては、直前に実施した結果を保存することとする。

- 3 第1項の帳簿は、本保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

（報告）

第7条 本保安機関は、規則第132条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後3月以内に法第29条第1項の認定をした通商産業大臣（又は都道府県知事）に報告することとする。

- 一 当該事業年度における法第27条第1項の保安業務の実施状況
- 二 当該事業年度末における保安業務資格者の数
- 三 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
- 四 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の変更（本保安機関が法人の場合）

（保安教育）

第8条 本保安機関は、保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業務に従事する者に対し研修等を行うこととする。

（労務規程）

第9条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

（実施細則）

第10条 この保安業務規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この保安業務規程は、平成 年 月 日（又は、〇〇県知事の認可を受けた日から）施行する。